

エコ住宅整備促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地球温暖化防止のため、省エネ化につながる住宅を施工し若しくは購入（以下「施工等」という。）する者に対し、予算の範囲内において、エコ住宅整備促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 石川県内に自ら居住するための戸建住宅（併用住宅の場合、住宅部分の面積が総面積の2分の1以上のものに限る）を新築し若しくは建売住宅を購入し、又は改修した者
- (2) いしかわ家庭版環境ISOに取り組み、「エコファミリー」として認定されている者（認定される見込みの者を含む）
- (3) 過去に本補助金の交付を受けていない住宅に居住する者

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 新築住宅等

前年度1月1日から当該年度12月31日までの間に工事が完成し、建築基準法が定める完了検査に合格（建売住宅の購入及び完了検査を必要としない地域での建設の場合（以下「建売住宅等」という。）は引渡）した住宅で、いしかわ住まいの省エネパスポート制度で5つ星を得たもの。

(2) 改修住宅

既存住宅に対して改修工事を実施したもので、前年度1月1日から当該年度12月31日までの間に工事が完成し、建築基準法が定める完了検査に合格（完了検査を必要としない工事の場合（以下「簡易改修等」という。）は引渡）した住宅で、いしかわ住まいの省エネパスポート制度で5つ星を得たもの。ただし、施工等に要する費用が200万円以上（太陽光発電システム、風力発電システム、ウッドデッキ、カーポート、植栽等屋外付帯工事を除く）で、平成24年3月31日以前に建築した住宅とする。

2 この要綱の規定による補助金は、原則として国費を財源とする他の補助制度と重複して利用することはできないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、一律10万円とする。

(補助金の事前申込)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、エコ住宅整備促進補助金事前申込書（様式第1号）（以下「事前申込書」という。）を、建築基準法が定

める建築確認済証発行後30日以内（建売住宅等又は簡易改修等は、契約締結後30日以内）に別表1に定める必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

ただし、建築基準法が定める建築確認済証発行日（建売住宅等又は簡易改修等は契約締結日）が前年度以前の場合は、当該年度6月30日までに提出するものとする。

- 2 前項ただし書きの場合において、前年度1月1日から当該年度6月30日までの間に建築基準法が定める完了検査に合格（建売住宅等又は簡易改修等は引渡）した住宅については、事前申込書の提出を省略することができる。
- 3 事前申込書の受付は、当該年度12月31日までとする。

（補助金の事前申込受付）

第6条 知事は、前条の規定による事前申込書を受理したときは、エコ住宅整備促進補助金事前申込受付書（様式第2号）（以下「受付書」という。）を、当該申込をした者に交付するものとする。

- 2 前項の規定による受付書は当該年度1月30日まで、その効力を有するものとする。

（補助金の事前申込の変更等）

第7条 前条第1項の規定による受付書の交付を受けた者が、第5条の規定による事前申込書の内容を変更又は取り下げするときは、速やかにエコ住宅整備促進補助金事前申込変更・取下届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（補助金申込受付の取消し）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による申込受付を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の事項記載その他不正の行為により第6条第1項の規定による受付書の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

（補助金交付申請書兼実績報告）

第9条 第6条第1項の規定による受付書の交付を受けた者又は、第5条第2項の規定により、事前申込書の提出を省略した者で、補助金の交付を受けようとする者は、エコ住宅整備促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）（以下「交付申請書兼実績報告書」という。）を、別表2に定める必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出期限は、完成後30日若しくは受付書交付後30日のいずれか遅い日までとする。

ただし、第5条第2項の規定により事前申込書を省略した場合は、当該年度6月30日までとする。

（交付の決定・額の確定）

第10条 知事は、前条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、エコ住宅整備促進補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第5号）を、当該報告をした者に交付するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の通知書の交付を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、エコ住宅整備促進補助金請求書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第 12 条 知事は、申請者が提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、石川県補助金交付規則の定めるところにより返還しなければならない。

(調査及び指示)

第 13 条 知事は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

(普及活動等への協力)

第 14 条 この補助金の交付を受けた者は、いしかわ家庭版環境 I S O に積極的に取り組むとともに、県の地球温暖化対策の普及活動等の協力を努めるものとする。

(報告)

第 15 条 この補助金の交付を受けた者は、交付を受けた月から 1 年を経過した後に、電気使用量等報告書（様式第 7 号）を、知事に報告しなければならない。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。